

平成30年度 インフルエンザ予防接種費用助成制度のお知らせ

【接種前に必ずお読みください】

この予防接種は、ご本人が接種を希望する場合に限り接種することができます。
接種を受ける義務はなく、接種を希望されない方は、原則として予防接種をする必要はありません。

実施期間 平成30年10月1日（月）から平成31年1月31日（木）まで

対象者 ①接種日現在、足立区に住民登録のある65歳以上の方
②接種日現在、足立区に住民登録のある60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい有する方（身体障害者手帳1級相当）

※①・②共に、誕生日が来て対象年齢になる方にも送付しています。誕生日を迎えて対象になる方は誕生日の前日からの接種になります。

※平成31年1月2日以降に対象年齢を迎える方は対象外です。

接種費用 自己負担金は2,500円です。（医療機関の窓口でお支払いください。）
※生活保護受給者及び中国残留邦人等の支援給付金受給者の方は「自己負担金免除」と印字された予診票の提出で無料となります。
該当する方で自己負担金額が印字されている予診票をお持ちの方は、保健予防課または各保健センター等へ受給証明書を提出の上、差替えが必要となります。

接種場所 別紙『平成30年度高齢者インフルエンザ予防接種指定医療機関名簿』をご覧ください。
※東京23区の指定医療機関でも接種できます。他区での接種を希望される方は事前に指定医療機関になっているか確認してください。

接種方法 接種日当日に『平成30年度高齢者インフルエンザ予防接種予診票』の太枠内を記入し、指定医療機関へお持ちください。
※下記の文章をよく読み、理解してから、体調の良いときに接種してください。

※接種を受ける本人に麻痺などがあって、希望書に署名できない場合や、認知障がいがあって正確な意思の確認が難しい場合などには、家族やかかりつけ医によって、特に慎重に本人の接種意思の確認をした上で、接種適応を決定する必要があります。（最終的に確認ができなかった場合には、予防接種法に基づく接種はできません。）

インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。患者の咳やしびき（飛沫）に含まれるウイルスを吸い込むことなどによって感染します。

典型的なインフルエンザの症状は、突然の高熱・頭痛・関節痛・筋肉痛などで、のどの痛み・咳・鼻水などもみられます。普通のかぜに比べて全身症状が強いのが特徴です。また、気管支炎や肺炎などを合併し、重症化する可能性もあります。

インフルエンザの流行が始まると、短期間に小児から高齢者まで感染が広まるという点で普通のかぜとは異なります。普通のかぜが流行しても死亡する人はあまり増えませんが、インフルエンザが流行すると、特に65歳以上の高齢者や慢性疾患患者で、死亡率が高くなるという点でも普通のかぜとは異なります。

インフルエンザの予防

インフルエンザ感染予防のためには、人ごみを避けましょう。また常日ごろから十分な栄養や休息をとることも大事です。

インフルエンザ感染の広がりには空気の乾燥が関連しています。室内では加湿器などを使って加湿しましょう。外出時のマスクや帰宅時のうがい・手洗いは、普通のかぜの予防と併せておすすめします。

予防接種を受ける前に

(1) 一般的注意事項

インフルエンザの予防接種について、このお知らせをよく読み、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師に相談しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。

予防票は接種する医師にとって予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける方が、責任を持って記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱のある人
一般的に体温が37.5℃を超える場合を指します。
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
急性の病気で薬を飲む必要があるような人は、その後の病気の变化がわからなくなる可能性があるため、その日は接種を見合わせるのが原則です。
- ③ インフルエンザワクチンに含まれる成分によってアナフィラキシーを起こしたことが明らかな人
「アナフィラキシー」とは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことで、発汗・顔が急にはれる・全身にひどいじんましんが出る・吐き気・嘔吐（おうと）・声が出にくい・息が苦しいなどの症状に続き、血圧低下など、ショック症状を呈する反応です。
- ④ 前にインフルエンザの予防接種を受けたとき、2日以内に発熱・発疹・じんましんなどアレルギーを思わす異常がみられた人
- ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した場合
上記①～④に該当しなくても医師が接種不適当と判断した時は接種できません。

(3) 予防接種を受ける際に、主治医と相談しなくてはならない人

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有することが明らかな人
- ② 今までにけいれんを起こしたことがある人
- ③ 過去に免疫不全の診断がなされている人及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
- ④ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する人
- ⑤ 今まで予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱・発疹・じんましんなどアレルギーを思わす異常がみられた人

接種後の注意

- ① 予防接種を受けた後30分間は急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡が取れるようにしておきましょう。
- ② インフルエンザの副反応の多くは、24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ③ 予防接種を受けた日の入浴は差し支えありません。ただし、注射したところをこすらないでください。いつもどおりの生活をしてもかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

予防接種の副反応

予防接種の注射の痕が赤くなったり、腫れたり、痛んだりすることや、発熱・悪寒・頭痛・全身のだるさなどがみられることがありますが、通常2～3日のうちに治ります。それらの症状がひどかったり、長引いたりする時は、医師（医療機関）の診察を受けてください。そのほか、分からない時は、お問い合わせください。

◆お問い合わせ先◆

お問い合わせコールあだち 3880-0039

午前8時～午後8時まで（1月1日～3日を除く毎日）

足立保健所保健予防課保健予防係 TEL 3880-5892